

平成23年川俣町議会第11回定例会会議録

平成23年川俣町議会第11回定例会は、12月8日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	齋藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第6号 例月出納検査及び定期監査結果報告

報告第11号 寄附採納報告

議案第88号 小神公民館災害復旧工事請負契約の締結について（審議採決）

議案第89号 川俣町体育館災害復旧工事請負契約の締結について（審議採決）

議案第90号 川俣町特定住所移転者に係る申出に関する条例（説明）

議案第91号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例（説明）

議案第92号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第7号）（説明）

議案第93号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）（説明）

議案第94号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号）（説明）

議案第95号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）  
（説明）

議案第96号 平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第3号）（説明）

議案第97号 教育委員会委員の任命について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） 皆さんおはようございます。この会議を開会する前に、佐藤喜三郎前議長に対し、福島県町村議会議長会から感謝状が寄せられましたので、ここで伝達したいと思います。（感謝状伝達）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 続きまして、議会に出席いたします課長の異動がありましたので、総務課長から紹介いたします。（異動の紹介）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成23年第11回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

13番 石河清議員。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る12月5日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から14日までの7日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査及び定期監査の結果報告、寄附採納等の報告を受けます。次に、契約締結2件の審議、採決後、一般議案2件、平成23年度一般会計、介護保険特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、水道事業会計の補正予算の5件について提案内容の説明を受け、人事同意1件を審議、採決し、午後2時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第2日目の9日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の10日は土曜日、第4日目の11日は日曜日のため休会といたします。第5日目の12日、月曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。第6日目の13日、火曜日は各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第7日目の14日、水曜日は、午

前10時から正午まで各常任委員会を開催していただきます。なお、追加議案等が提出された場合は、午後1時から議会運営委員会等を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、各常任委員長から請願、陳情の審査結果などについて報告を受けた後、一般議案2件、平成23年度補正予算5件について質疑・討論・採決を行います。その後、川俣町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙、また、追加議案等が提出された場合には、それらをすべて議了し、午後5時ごろ閉会の予定であります。以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（新関善三君） ただいま議会運営委員長より報告いたしました日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって会期は、7日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりですので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日、ここに、平成23年第11回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、報告1件、議案は、契約の締結が2件、一般議案2件、補正予算が5件、人事同意が1件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題であります原子力災害対策について、ご報告を申し上げます。

早くも福島第一原子力発電所事故発生以来、9か月が経とうとしておりますが、この度の東日本大震災を改めて振り返りますと、特に福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染の被害状況の甚大さが日増しに明らかになり、これまで経験したことのない放射性物質の町内全域の拡散による未曾有の被害により、町民が日々見えない恐怖にさらされ、不安な環境の下での生活を強いられております。町内全域を対象に、4月5日から継続して実施しているモニタリング調査では、生活空間線量は事故直後に比べ減少傾向にあります。将来にわたり安全、安心な生活環境を回復させるためには、町内全域における計画的な除染を速やかに実施していかなければなりません。当然、除染は国、東電、県が責任をもって対応すべきですが、それを待っていては遅れてしまうため、町としてはしっかりと進めていく考えであります。現在の除染の状況でございますが、計画的避難区域である山木屋地区においては、多くの関係者のご協力、ご理解のもと、昨日、12月7日から国の除染モデル事業が始まりました。事業は年内に終了し、その効果を検証し、地区全域の除染に

つなげていくこととなっております。町内のそれ以外の地区におきましては、学校施設等における除染を行うとともに、多くの町民の皆さんのご理解とご協力のもと、線量低減化活動支援事業を活用した通学路の除染事業を進めてまいりました。現在、行政区などの実施事業団体からの申請数が94件でありまして、年内には作業が終了する予定であります。その結果について取りまとめ、体系的な整理を行いながら、今後の除染事業に活かしてまいりたいと考えております。今後の町内の除染であります。山木屋地区においては先に申し上げたとおり、国においてモデル事業を実施し、その後、本格除染へと進むことになっておりますが、それ以外の地区につきましては、町が策定する除染計画にもとづき進めることとなっております。国の方針が右往左往する中で、計画策定に困難をきたしておりますが、通学路の除染での反省、成果を踏まえ、いろいろなご意見を賜りながら、比較的線量が高い地域などから実証実験を行い、具体的な除染方法を確立し、区域ごとに具体的な実施計画を策定し、効果的、効率的に進めてまいりたいと考えております。

次に、町民の健康検査についてであります。特に内部被ばく、外部被ばく対策であります。ガラスバッチ等における外部被ばく検査は2回目に入っておりますが、内部被ばく対策につきましては、まず、1つ目の対策といたしましては、放射性物質を体内に取り込まないようにするため、特に市場に出回らない自家用野菜のモニタリングが重要でありますので、8月から広野町所有の検査機器をお借りし、各自治会等の協力を得ながら順次対応してまいりました。現在、主食である米について、近隣市町村の複数個所の玄米から暫定基準値をこえる放射性物質が検出され、大きな問題となっております。今般、町が購入いたしましたシンチレーション検出器と消費者庁貸与の検出器と合わせて3台が整い、12月6日に川俣町放射性物質検査センターオープン式を行い、3名の検査員による検査体制を整え、町内全農家の玄米検査に着手したところであります。当面は玄米検査を行い、その後は井戸水の安全性を確認してまいる考えであります。検査に当たりましては、消費生活研究会、PTA等の消費者の皆様にも同席していただき、検査の実施状況の確認や放射能に関する理解を深めていただくことも併せて行ってまいります。また、2つ目の対策といたしまして、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が重要でありまして、この検査はシンチレーション検出器を使ってほぼ全身を検査し、体内に取り込まれた放射性物質から放出される放射線の量を測定するものであります。平田村のひらた中央病院と本町の間において、内部被ばく検査の健康調査等業務委託協定を締結したことにより、先月23日から幼稚園児、保育園児の検査を行い、今月4日をもって全園児の検査を終了することができました。今後は、小中学生から妊婦、高校生などについての検査を行い、年度内には放射線の影響を受けやすい18歳以下の町民について完了するよう、計画的に進めているところでございます。これらの対応といたしましては、ホールボディカウンターを導入して行う方法もありますが、機器を設置するための低線量空間の測定環境や専門的な知識を有する検査員の確保などの対応があり、また、県民に対する健康調査であることを踏まえれば、県

が広域的に実施すべきものと考えます。しかし、原発事故発生以来9か月になりますが、いまだに県の検査体制が整っていないのが現状でありますので、町といたしましては、現段階ではひらた中央病院との協定に基づき、実施してまいる考えであります。今後とも健康管理調査の責任主体である県に対し、強く働きかけながら、また、早い段階でより多くの町民皆様の検査を実施できるようにするために、新たな医療機関における検査の実施についても視野に入れながら、順次検査体制を確立してまいりたいと考えております。今般の原子力災害に伴う放射能汚染の状況における町民皆様の安心、安全の確保は、身近な生活空間の除染及び食の安全性の確認による外部・内部被ばく対策が最も重要であります。今後とも国、東電、県に対して強く要請してまいりますとともに、町といたしましても主体的に取り組んでまいる考えであります。更に、原子力災害対策において、新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに的確に答え、機敏に対応する必要があることから、今月1日より原子力災害対策課を新設いたしました。特に損害賠償については、個別に様々な問題を抱えていることから、これまで以上に相談業務への対応を強化してまいりたいと考えております。また、原子力損害賠償紛争審査会は、去る6日、本町等の町民が、避難指示などが出ていない地域から自主的に避難した場合、また、避難せず住み続けていた場合においても、賠償をする方針を決めたところであります。私は議員の皆さんからも指摘、また、要望されておりますとおり、避難指示は出されていないけれども、町民全員が被災者だという考えの下に立ちまして、国、東電へ賠償要求をしてきたところでございますけれども、今回の判断は、一歩前へ進んだ判断と受けているところでございます。しかし、この判断で終わっているわけではありませぬので、今後とも議会の皆様方とも十分な協議を踏まえながら、町民皆様の安全、安心な生活を守るための対応、対策について、積極的に取り組んでまいる考えであります。

それでは、提出議案の要旨についてご説明を申し上げます。

議案第88号、小神公民館災害復旧工事請負契約の締結について及び議案第89号、川俣町体育館災害復旧工事請負契約の締結については、この2件の災害復旧工事について、平成23年12月2日に入札を執行し、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第90号、川俣町特定住所移転者に係る申出に関する条例は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民にかかる事務処理の特例及び住所移転者にかかる措置に関する法律の規定に基づき、特定住所移転者にかかる申出等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第91号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、スポーツ基本法の施行に伴い、当該委員の、委員の名称が変更となったことにより、体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものでございます。

議案第92号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第7号）は、既定の予算額69億3,998万1,000円に、歳入歳出それぞれ3億837万2,000円を追加し、予算の総額を72億4,835万3,000円とするものでございます。歳入の主な増額補正は、制度改正による子ども手当との関係で地方特例交付金163万1,000円、普通交付税11万8,000円の増額、特別交付税についても震災の影響により2億598万6,000円の増額となっております。国庫支出金では、総額で1億8,337万4,000円の増額、県支出金では、総額で712万円の減額となっております。諸収入では、広域連合からの療養給付費負担金、過年度分返還金892万4,000円、飯館村からの学校施設使用料695万5,000円などが増額となり、総額で1,663万3,000円の増額となっております。町債では、災害復旧事業債、歳入欠陥債、災害対策債が増となり、総額1億9,170万円の増額となっております。歳出の主な補正は、人件費で、12月1日付人事異動による補正や議員報酬などで総額673万6,000円の増額、物件費では災害廃棄物処理処分委託料7,645万9,000円、インフルエンザ予防接種委託料1,056万6,000円などの増額、新型インフルエンザ予防接種委託料1,465万2,000円、肺炎球菌ワクチン予防接種委託料245万円などが減額となり、総額では7,810万5,000円の増額、維持補修費につきましては福沢多目的集会所、街路灯、町営住宅などの修繕料で総額で261万3,000円の増額、10月からの制度改正に伴い、子ども手当が2,321万5,000円の減額となっております。補助費等では、消防補償等事務組合負担金1,458万6,000円、原子力災害からの復興にかかる織物の安全性をPRするための織物産地需要開拓事業補助金150万円などの増額や鳥獣被害緊急総合対策事業交付金184万6,000円、放課後こども教室安全管理員スタッフ報償金255万円などが減額となり、総額では1,148万5,000円の増額、普通建設事業費では旧役場庁舎からの県防災行政無線設備移設工事負担金563万円、仮設住宅駐車場舗装工事費222万8,000円、町道大内・後田線など5か所の補修工事費1,143万3,000円、災害廃棄物処理事業として旧福島繊維工業試験場解体工事費2,415万円、倒壊家屋等解体工事費1億7,920万4,000円などの増額や浄化槽設置整備事業補助金867万9,000円の減額により、総額では2億3,055万円の増額となっております。更に、繰出金として工業団地造成事業特別会計へ飯坂工業団地調整池改修工事にかかるネットフェンスなどの設置のため、31万8,000円を増額しております。また、特別交付税や町債などの増額により歳入歳出の増減額2億8,470万円を財政調整基金へ繰戻す措置としております。

議案第93号、平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、平成22年度決算の確定に伴う補正で、既定の予算額16億619万6,000円に歳入歳出それぞれ273万円を追加し、予算の総額を16億892万6,000円とするものでございます。歳入では、平成22年度歳入歳出決算の確定に伴う繰越金が1,273万円となり、既定予算額との差額273万円を増額し、歳出では同

差額分について、予備費を増額するものでございます。

議案第94号、平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ47万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,715万3,000円とするものでございます。歳入について、貸付金償還収入では平成23年度10月からの償還者9名にかかる償還額が確定したため、11万3,000円を増額、また、繰入金では平成23年度貸与額が確定したため、基金からの繰入額58万8,000円を減額するものでございます。歳出につきまして、貸付金では平成23年度貸与額が28名に確定したため、58万8,000円を減額するとともに、積立金では平成23年度償還額11万3,000円を次年度貸与へ充てるため、基金に積み立てるものでございます。

議案第95号、平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,821万4,000円とするものでございます。歳入では、一般会計からの繰入金31万8,000円の増額、歳出では飯坂工業団地調整池改修工事にかかるネットフェンスなどの設置にかかる工事請負費31万8,000円の増額でございます。

議案第96号、平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出について、事業収益649万7,000円の増額は、加入者の増加に伴う使用料金の増額でございます。水道事業費用43万5,000円の増額は、加入者の増加に伴う検針業務等及び水質検査にかかる経費の増額でございます。資本的収入及び支出について、収入1,199万1,000円の増額は、石綿セメント管更新補助事業の追加要望に伴う補助金等の増額でございます。資本的支出の4,300万円の増額は、追加補助事業に伴う石綿セメント管布設替工事費でございます。

議案第97号、教育委員会委員の任命については、高木知典教育委員の任期が平成23年12月19日をもって満了となるため、その後任に後藤由美子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

以上でございますが、これら議案の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせていただきますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、これから寒さ厳しい中、お忙しい年末となりますが、町政史上、類のない激動であった今年1年における議員各位のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。



○議長（新関善三君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（新関善三君） 請願・陳情は、ただいま文書朗読のとおりであります。

請願第7号「消火栓設置請願書」を総務文教委員会に、陳情第6号「林道大栗線の舗装整備についての陳情書」を産業建設常任委員会にそれぞれ付託しますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりでございます。

次に、去る9月定例会で可決されました「放射能汚染に対する正しい知識の周知と風評被害防止のための指導を求める意見書」、「除染に対し、国が責任をもって取り組むことを求める意見書」、「にしん夢まつり・夢花火大会への指導を求める決議書」、「原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書」、「原発被災損害賠償請求手続きに関する要望書」、「原子力災害対策室の拡充を求める要望書」は、内閣総理大臣はじめ関係大臣、各機関、町長へそれぞれ送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

川俣方部衛生処理組合議会定例会、伊達地方衛生処理組合議会定例会、伊達地方消防組合議会定例会、それぞれの定例会の内容につきましては、皆様方のお手もとに配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第7，議報告第6号、例月出納検査及び定期監査の結果を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（新関善三君） なお、例月出納検査及び定期監査の結果報告は、お手もとに配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第8，報告第11号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第9，議案第88号「小神公民館災害復旧工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康弘君） 議案第88号、小神公民館災害復旧工事請負契約の締

結について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小神公民館災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 工事の場所 川俣町大字小神字曾利田地内
- 4 契約金額 5,691万円  
(うち消費税及び地方消費税271万円)
- 5 契約の相手方 川俣町字川原田5番地の1  
香野建設株式会社代表取締役 香野茂夫

平成23年12月8日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

本件は、工事請負契約の締結にあたり、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。契約の目的、方法、場所、金額、相手方につきましては議案のとおりでございますが、本工事契約に至る契約と結果について、ご説明を申し上げます。

入札は、12月2日に執行をしております。本入札は、町関係要綱等に基づきまして、株式会社遠藤工務所、香野建設株式会社、コバックス株式会社川俣支店、株式会社古俣工務店川俣支店、株式会社齋藤工務店の5社による指名競争入札を行い、最低入札者であります本案の香野建設株式会社と12月5日に仮契約を締結したところでございます。

工期につきましては、仮契約の翌日から平成24年3月31日までとしております。なお、実質工期は236日を見ておりますので、24年度への繰越明許とする対応を考えております。繰越に関しましては国庫補助での兼ね合いもございまして、国、県とも協議を行っているところでございます。

工事の概要につきましては、震災による地盤の浮動沈下等により大半分離される被害を受け、主要構造部の耐震機能がほぼ失われている状態となったため、建て替えが必要となったものでございます。当公民館は、災害復旧の国庫補助を受けるため、被害を受ける前の建物と同じく復旧することが大前提にあり、面積は234平米、大会議室、日本間、調理室、事務室などを備えた施設となっております。これは、ほぼ前の建物と同じ内容となっております。ただ、地元との協議を行いながら、調理室を日本間の隣に配置する。また、日本間と通路の段差を無くすなど、使い勝手には配慮したものでしております。また、地盤の損壊、液状化などに対しましては、地質調査の結果、地盤の置き換え工法、エタ基礎工法などにより対応すること

としたものでございます。

以上、議案第 88 号の説明とさせていただきます。ご審議について、よろしくお願いたします。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 10、議案第 89 号「川俣町体育館災害復旧工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康弘君） 議案第 89 号、川俣町体育館災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 川俣町体育館災害復旧工事                             |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                   |
| 3 工事の場所  | 川俣町大字東福沢字万所内山地内                          |
| 4 契約金額   | 8,347万5,000円<br>(うち消費税及び地方消費税397万5,000円) |
| 5 契約の相手方 | 川俣町字日和田8番地<br>株式会社古俣工務店川俣支店支店長 古俣明美      |

平成 23 年 12 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

本件は、議案第 88 号と同様に条例の規定により、議決を求めるものでございます。契約の目的、方法、場所、金額、相手方につきましては、議案のとおりでございます。

本工事契約に至る経過と結果について、ご説明を申し上げます。入札は、12 月 2 日に執行をしております。本入札は、町関係要綱等に基づき、株式会社遠藤工務

所、香野建設株式会社、コバックス株式会社川俣支店、株式会社古俣工務店川俣支店、株式会社齋藤工務店の5社による指名競争入札を行い、最低入札者であります。本案の株式会社古俣工務店川俣支店と12月5日に仮契約を締結しております。工期につきましては、仮契約の翌日から平成24年3月19日までとしております。工事の概要につきましては、震災によりメインアリーナの天井板、音響、電気、空調設備、自動火災報知器の設備、浄化槽設備等に大きな被害を受けたことから修繕をするものでございます。

以上、議案第89号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第11、議案第90号「川俣町特定住所移転者に係る申出に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 議案第90号、川俣町特定住所移転者に係る申出に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「法」という。）第2条第5項の規定に基づき、特定住所移転者に係る申出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「住所移転者」又は「特定住所移転者」とは、それぞれ法第2条第4項に規定する住所移転者又は同条第5項に規定する特定住所移転者をいう。

（特定住所移転者に係る申出等）

第3条 住所移転者のうち、川俣町及び福島県が実施する法第11条第1項から第3項までに定める情報提供その他の特定住所移転者に係る施策の対象となること

を希望するものは、町長にその旨を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出は、特定住所移転者に係る申出書（別記様式第1号）を町長に提出することによって行うものとする。
- 3 特定住所移転者は、第1項の規定による申出に係る事項に変更があったときは、変更があった日から14日以内に、町長にその旨を届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出は、特定住所移転者に係る住所等変更届（別記様式第2号）を町長に提出することによって行うものとする。
- 5 第2項又は第4項の規定による申出又は届出の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。
- 6 町長は、第1項又は第3項の規定による申出又は届出を受けたときは、遅滞なく、当該申出又は届出に係る事項を福島県知事に通知するものとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、特定住所移転者に係る申出等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年12月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

東日本大震災における原子力発電所の事故により、住所を移転した住民に対して、適切な行政情報を提供し、住所移転者との関係を維持するため、この条例を制定しようとするものである。

ご説明を申し上げます。

次のページは、第3条関係により別記様式第1号届出書となっております。次のページが、同じく第3条、別記様式第2号ということで、住所変更届出となるものでございます。

この条例は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民にかかる事故処理の特例及び住所移転者にかかる措置に関する法律、原発避難者特例法第2条第5項に基づき、特定住所移転者にかかる申出書、特定住所移転者にかかる移転書と変更届出に関し、必要な事項を定めるものであります。これは東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により、多くの住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、法第11条にかかる各施策として、避難される住民の方々に対する適切な行政サービスの提供、住所を移転した住所の方々の元の地方自治体との関係の維持等を図るため、制定をしようとするものでございます。よろしくご説明申し上げます。以上で説明とさせていただきます。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第12，議案第91号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。  
当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第91号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年川俣町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年12月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

スポーツ基本法の施行に伴い、委員の名称を変更するため、所要の改正を行うものである。

ご説明いたします。

スポーツ基本法が、平成23年8月24日に施行されたもので、名称を体育指導員をスポーツ推進委員と改めるものでございます。現在、23名おいでになっております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第13，議案第92号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。  
当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第92号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第7号）について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は11時25分といたします。  
(午前11時10分)

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 再開いたします。  
(午前11時25分)

◇ ◇ ◇  
○議長（新関善三君） 日程第14，議案第93号「平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。  
当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第93号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明した。

○議長（新関善三君） 次に、日程第15，議案第94号「平成23年度川俣町奨学資

金特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 議案第94号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（新関善三君） 日程第16，議案第95号「平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 議案第95号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（新関善三君） 続きまして、日程第17，議案第96号「平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第96号 平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第3号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第18，議案第97号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第97号、教育委員会委員の任命について

川俣町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
後藤 由美子	川俣町字五百田14番地の1	昭和41年 4月 5日

平成23年12月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものである。

それでは、ご説明を申し上げます。

高木知典教育委員が、平成23年12月19日をもって任期満了となります。高木委員には、平成11年12月20日から今日まで12年間にわたり、町教育委員として鋭意教育振興に努められ、本町教育行政の進展に多大のご貢献をいただきました。その後任といたしまして、後藤由美子氏の教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

後藤由美子氏は、川俣町にお生まれになりました。本町の小中学校卒業の後、昭和60年3月に桜の聖母学院高等学校、昭和62年3月に仙台デザイン専門学校を卒業後、平成2年に2級建築士、平成13年には1級建築士の資格を取得されました。建築設計事務所の開設や福島県建築行政モニターを務められるなどの経歴をお

持ちでございます。また、川俣町都市計画審議会委員、川俣町まちづくり条例策定委員会委員、川俣町みんなで作るまちづくり委員会委員などを歴任いただき、本町のまちづくりにつかましての貴重なご意見をいただいて、まちづくりにご協力を賜っております。また、学校教育のかかわりにつかましては、平成16年度に富田幼稚園PTA会長を務められ、その後、川俣小学校においてPTA庶務を、現在は川俣中学校PTA副会長を務められております。また、川俣町スポーツ推進委員として、町内のスポーツ振興にご尽力をいただいております。

平成20年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定により、教育委員の任命に当たっては、保護者である者の含めるものとするとの定めがございますことから、中学生と高校生のお子様をお持ちの後藤由美子氏に教育委員として任命していただきたく、ここに提案するものでございます。

なお、委員の任期は、平成23年12月20日から平成27年12月19日まででございます。よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ただいま同意されました後藤由美子委員からごあいさつをいただきます。

○教育委員会委員（後藤由美子君） ただいま同意をいただきまして、教育委員に任命されました後藤由美子でございます。

私は、いままでもPTA活動を通じて得たこと、また、母親の立場として感じたことなど、様々な経験を活かしながら、微力ではございますが、川俣町のため、そして、将来を担う子どもたちの教育のために少しでもお役に立てるように、精一杯務めてまいりたいと存じますので、皆様のご指導、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新関善三君） ありがとうございます。



◎散会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、その前に教育次長に申し上げます。

飯舘村との協定書の配付をしていただき、付託された請願、陳情等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長をお願いいたします。

明日9日、金曜日は、議案調査のため休会いたします。10日は土曜日、11日は日曜日のため、休会いたします。12日、月曜日は、午前10時から本会議を開き一般質問を行います。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 高 橋 真 一 郎

同 署名議員 嶋 原 利 光